

# 平成 30 年度入札契約制度改正について

H30.4  
財政課

北広島町では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を踏まえ、公正な競争の促進、適正な施工の確保を一層推進するため、平成 30 年度において次のとおり制度改正を行います。

## 公正な競争の促進

### 1 予定価格公表（継続）

平成 21 年度からの継続で入札する全ての工事において予定価格を事前公表としていましたが、平成 29 年度と同様に予定価格を目安とせず適切な見積りによる入札を推進するため、次の表のとおり事前公表・事後公表の併用で行います。

そのため入札においては、入札回数を 1 回とし見積書（レベル 3 程度）を提出していただきます。

ただし、見積書と入札書の金額が異なる場合は無効とします。

事前公表	事後公表
請負対象設計金額 1 億円未満の建設工事	請負対象設計金額 1 億円以上の建設工事

## 適正な施工の確保

### 1 最低制限価格制度（改正）

平成 29 年度と同様に品質確保及び安全対策の確保、地域の優良な建設業者の育成・活性化の促進のため、引き続き請負対象設計金額 5,000 万円未満の工事を対象に最低制限価格制度を適用します。

平成 30 年度から最低制限価格の算定基準となる公契連モデル式をこれまでの平成 28 年 4 月モデルから平成 29 年 4 月モデルへ変更します。

（公契連：中央公共工事契約制度運用連絡協議会 平成 29 年 4 月モデル）

（直接工事費×0.97+共通仮設費×0.90+現場管理費×0.90+一般管理費×0.55）

※ただし、千円未満の端数は切上げとする。

その他、透明性の確保のため最低制限価格の事後公表を行います。

※適用期日：平成 30 年 4 月 1 日以降に指名又は公告を行うものから実施

### 2 低入札価格調査制度（継続）

平成 29 年度と同様に請負対象設計金額 5,000 万円以上の建設工事について低入札価格調査制度を適用します。調査基準価格は現行どおり予定価格の 3 / 4 としています。また、数値的判断基準（失格基準）は次のとおりです。

## ■工事費内訳別失格基準 (全ての工事)

- ◆対象工事：低入札価格調査対象工事
- ◆判断基準に用いる工事の種類別の工事費内訳については別表参照
- ◆次のいずれか1項目以上に該当する場合は失格
  - ・直接工事費及び共通仮設費積上分が町積算の70%未満
  - ・共通仮設費率分が町積算の50%未満
  - ・現場管理費が町積算の50%未満
  - ・一般管理費等が町積算の30%未満

### 3 工事成績評定通知の試行（継続）

平成29年度に引き続き、最終契約額500万円以上の工事を対象として工事成績評定を行い、建設業者に評定結果を通知します。

## 道路維持管理業務について

### 1 予定価格の事前公表、最低制限価格の適用（新規）

道路維持管理業務について、適正な競争と業務品質を確保する観点から建設工事に準じて最低制限価格を適用し、予定価格を事前公表します。

道路維持管理業務…道路施設等維持管理、環境保全、路線草刈、植栽剪定

※適用期日：平成30年4月1日以降に指名を行うものから実施

## 不良不適格業者の排除

### 1 総合評価方式における粗雑工事等に対する減点（継続）

平成29年度に引き続き、過去一年間（平成29年4月1日から平成30年3月31日）に次の事項で指名除外措置の対象期間中であつた業者について、評価点減点（-1点）を行います。

- 減点対象 故意による粗雑工事
- 町発注工事における過失による粗雑工事
- 町発注工事における公衆損害及び工事関係者事故

### 2 社会保険未加入対策（継続）

建設業者の社会保険等への加入促進と技能労働者の労働環境の改善を図るため、次のとおり必要事項を定めます。

- (1) 社会保険等未加入建設業者を下請負人としない。
- (2) 受注者が直接下請契約を締結する下請負人は、期間内に確認書類（事実を確認することのできる書類）を提出しなければならない。
- (3) 上記(2)の確認書類を提出しなかった場合は、下請契約の最終の契約代金の10分の1に相当する額を制裁金として発注者の指定する期間内に支払うこと。

## 透明性の確保

### 1 指名除外措置対象者の公表（継続）

入札制度の透明性拡大のため、指名除外措置を講じた業者名、指名除外期間等について町ホームページで公表を行います。

## その他

### 1 入札回数（継続）

予定価格を公表していない業務・役務・物品購入等の入札回数を、平成 29 年度に引き続き現行の再度入札 2 回とします。

### 2 中間前払制度（継続）

工事の適正な施工の確保、企業の円滑な資金調達が図られることから、中間前払制度を請負金額 250 万円以上の建設工事について引き続き行います。

部分払と中間前払の選択ができます。

### 3 電子入札の試行拡大（継続）

I T 技術の活用による事務の効率化及び事業執行の透明性の向上を図るため、平成 23 年度より電子入札の試行を開始し、平成 25 年度には電子入札執行の可能な建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、その他業務（道路施設維持管理等）のすべてを対象を拡大しました。平成 30 年度も引き続き電子入札の推進を図ります。

なお平成 30 年度も引き続き、電子入札に対応していない業者の書面参加を認めますので、電子入札に対応していないことで参加制限を受けることはありません。書面参加の方法や Q & A を町ホームページへ掲載していますのでご確認ください。

指名競争入札では、電子入札システム内で指名通知を行いますので、電子入札システムを定期的を確認するようお願いいたします。なお電子入札に対応されていない業者についてのみ、従来どおり書面にて指名通知書を発行します。

### 4 電子閲覧の拡充（改正）

平成 27 年 8 月より一般競争入札につき設計図書の電子閲覧を試行的に実施し、入札参加者の移動コストや閲覧に伴う作業の軽減を図ってきました。

平成 29 年度と同様に電子閲覧の拡充を図ります。

なお、仕様書閲覧後、閲覧報告書の送付を義務づけていましたが、入札参加業者の負担軽減のため電子入札による指名競争入札については報告書の提出は求めません。ただし、電子閲覧によらない指名競争入札、及び全ての一般競争入札については引き続き提出を求めます。

※適用期日：平成 30 年 4 月 1 日以降に指名を行うものから実施

## 5 主任技術者等の兼務制限の緩和（継続）

入札の不調・不落を防止し、工事執行の円滑化かつ効率化を図るため、一定の要件を満たす工事について、主任技術者・現場代理人の兼務制限の緩和を引き続き行います。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額	兼務制限	請負金額	兼務制限
8,000万円未満	兼務不可 (緩和対象外)	8,000万円未満	兼務不可 (緩和対象外)
	2件以内 町内で密接な関係（※1）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限る <u>※監理技術者の場合は不可</u>		2件以内 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る
	5件以内 北広島町内の工事に限る ※災害復旧工事に係る現場代理人の件数を除く		5件以内 北広島町内の公共工事に限る ※災害復旧工事及び路線委託に係る件数を除く
3,500万円未満 (7,000万円未満)		3,500万円未満 (7,000万円未満)	
500万円未満 (1,500万円未満)	兼務制限なし		

※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事。

※上記カッコ内の金額は建築一式工事における金額である。

## 6 地域建設業経営強化融資制度（継続）

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、本町発注の工事において国土交通省創設の融資制度が利用できるよう整備しています。

国において、地域建設業経営強化融資制度の5年延長が決定していますので、平成28年度から5年間延長します。

## 7 総合評価方式の対象工事（継続）

請負対象設計金額 1,500万円以上の工事について、原則、総合評価方式により発注します。（工種：土木一式工事及び舗装工事）

請負対象設計金額 1,500万円未満の工事については、これまでと同様指名競争入札で発注します。

## 8 工事関係書類の標準化（継続）

現在、公共工事を行うに当たり、広島県土木共通仕様書及び契約約款等に基づき工事関係書類の提出等を求めています。発注者から受注者へ求める工事書類が必ずしも同じものではない状態です。

そのため、受発注者間での工事書類の標準化を図れば、書類作成に係る時間の削減が可能となり、現場に集中できる時間の確保、発注者との協議等の円滑化、完成検査等の効率化につながり、業務効率や施工効率を向上させることから工事書類の標準化を図るため、工事関係書類一覧表を作成し職員（監督員）及び受注者への周知徹底を図ります。